日 調 連 発 第 １ ６ 号
令 和 ４ 年 ４ 月 ２ ０ 日

各土地家屋調査士会長　殿
（沖縄県土地家屋調査士会長を除く）

日本土地家屋調査士会連合会長

沖縄県を訪問する方への検査受検の呼びかけについて（依頼）

標記について、法務省民事局民事第二課を通じて、別添のとおり依頼がありましたので、会員への周知及び協力方に配慮いただきますようお願いします。

別　添

事　務　連　絡
令和４年４月15日

各府省庁担当課室　各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

沖縄県を訪問する方への検査受検の呼びかけについて

沖縄県においては、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し安定的な社会経済活動を継続する観点から、事前にワクチン３回目接種を完了する又は出発地において検査を行い陰性であることを確認するよう、呼びかけを行っているところです。

今般、足元の感染拡大への対策強化の一環として、沖縄県から国に対して、当該呼びかけを国からも全国的に行うよう要望があったことを踏まえ、国としても沖縄県を訪問する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

・沖縄県を訪問する際、安心・安全に旅行等を行うために、修学旅行の場合を除き、事前に３回目接種を完了する又は出発地において検査を行い陰性であることを確認すること
　※　修学旅行については、「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」に基づき感染防止対策を徹底している場合、上記の対象から除外することを沖縄県から周知しています。
・上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」（本年６月末まで）により、無料で行うことが可能であり、全国１万箇所以上の検査拠点において検査を受けられること

ついては、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いします。